

旭川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

旭川市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和6年3月21日

旭川市議会

議長 福 居 秀 雄 様

提出者 議会運営委員会

委員長 中 野 ひろゆき

## 旭川市議会会議規則の一部を改正する規則

旭川市議会会議規則（昭和38年旭川市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「又同様」を「，また同様」に改める。

第4条第3項中「はかつて」を「諮つて」に改め，同条第4項中「つける」を「付ける」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項中「開議時刻」を「会議に宣告することにより，開議時刻」に改め，同項ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改め，同条中第3項を第4項とし，第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず，議長は，会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは，開議時刻を変更することができる。

第10条第4項中「）（以下」を「。以下」に改める。

第14条第1項及び第3項中「そなえ」を「備え」に改める。

第15条中「再び」を「，再び」に改める。

第16条中「，この」を「この」に改める。

第17条第1項中「そなえ」を「備え」に改める。

第18条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第19条第1項中「承認」を「許可」に改め，同項に次のただし書を加える。

ただし，会議の議題となる前においては，議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第20条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第21条中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第22条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第23条第1項中「終つた」を「終わつた」に改め，同条第2項中「終らない」を「終わらない」に，「はかつて」を「諮つて」に改める。

第28条中「職員の点呼に応じて，順次投票用紙を備付けの投票箱に投入する」を「議長の指示に従つて，順次，投票する」に改める。

第29条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第30条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改める。

第33条中「その旨」を「その旨を」に改める。

第34条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第36条第1項中「聞き」を「聴き」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第38条第3項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第39条中「または」を「又は」に、「終つた」を「終わつた」に改める。

第40条中「，又」を「，また」に改める。

第41条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第43条第2項中「会議」を「議会」に改める。

第44条に次の1項を加える。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

第48条第4項中「当つて」を「当たつて」に改める。

第49条第1項中「通告した者」を「，通告した者」に、「すべて」を「全て」に、「終つた」を「終わつた」に改める。

第51条中「終つた」を「終わつた」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改める。

第52条第1項中「すべて」を「全て」に、「，その」を「その」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第3項中「当つて」を「当たつて」に改める。

第53条中「こえる」を「超える」に改める。

第54条第2項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第55条第2項中「の発言」を「に関する発言」に改める。

第56条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第57条第1項中「終つた」を「終わつた」に改め、同条第4項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第60条第1項中「止むを得ない」を「やむを得ない」に改め、同条第2項中「はからなければ」を「諮らなければ」に改める。

第62条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「又は」を「，又は」に改める。

第63条中「議長」を「，議長」に、「写」を「写し」に改め、同条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第67条第1項中「議員」を「議員（以下この条において「委員外議員」という。）」に、「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改める。

第74条中「つけ」を「付け」に改める。

第76条中「終つた」を「終わつた」に、「つくり」を「作り」に改める。

第77条中「とろうと」を「採ろうと」に改める。

第80条第1項中「とろうと」を「採ろうと」に改め、同条第4項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第81条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第83条中「、又は」を「又は」に改める。

第85条中「はかる」を「諮る」に改め、同条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第86条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第87条の見出し中「記載事項」を「記載事項等」に改め、同条第2項中「なさなければ」を「なされなければ」に改め、同条に次の2項を加える。

3 請願者が請願書（会議の議題となつたものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

4 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第89条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第89条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第90条に次の1項を加える。

2 紹介議員は、前項の要求があつたときは、これに応じなければならない。

第91条第1項中「意見を付け議長」を「議長」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第92条中「これを請求しなければ」を「, これを請求しなければ」に改める。

第93条中「, その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第96条第2項中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条第3項中「その旨」を「議長は、その旨」に改める。

第102条中「外とう, えり巻, つえ, かさ」を「コート, マフラー, 傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第103条中「その他」を「, その他」に改める。

第108条中「すべて」を「全て」に改め、同条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第110条第1項中「すみやかに」を「速やかに」に、「はかつて」を「諮つて」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第110条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。

第112条中「こえる」を「超える」に改める。

第117条中「取消を」を「取消しを」に、「の取消」を「の取消し」に、「取消した」を「取り消した」に改める。

第119条第2項中「その他」を「, その他」に改める。

第120条ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。